

財務省第6入札等監視委員会
令和6年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和7年5月22日（木） 東京国税局 特別会議室	
委員	委員 鈴木 豊 （青山学院大学名誉教授・学校法人青山学院常任監事） 委員 山本 清 （東京大学名誉教授） 委員 志村 武 （関東学院大学法学部教授）	
審議対象期間	令和7年1月1日（水）から 令和7年3月31日（月）まで	
抽出案件	3件	（備考）
競争入札（公共工事）	1件	契約件名：目黒税務署照明設備改修工事 契約相手方：株式会社パルックス（法人番号 4370001003861） 契約金額：21,140,609 円（税込み） 契約締結日：令和7年3月21日 担当部局：東京国税局
随意契約（公共工事）	一件	
競争入札（物品役務等）	2件	契約件名：フーリエ変換赤外分光法ワイン成分分析装置ほかの購入 契約相手方：株式会社池田理化（法人番号 3010001010696） 契約金額：24,221,714 円（税込み） 契約締結日：令和7年2月28日 担当部局：東京国税局
		契約件名：ガスクロマトグラフ用ワークステーションほかの購入 契約相手方：株式会社島津製作所（法人番号 6130001021068） 契約金額：5,337,640 円（税込み） 契約締結日：令和7年2月27日 担当部局：東京国税局
随意契約（物品役務等）	一件	:
応札（応募）業者数1者関連	1件	契約件名：ガスクロマトグラフ用ワークステーションほかの購入
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
契約件名：目黒税務署照明設備改修工事 契約相手方：株式会社パルックス (法人番号4370001003861) 契約金額：21,140,609円(税込み) 契約締結日：令和7年3月21日 担当部局：東京国税局	
入札金額の内訳書について、指定の書式を使用していないだけで、指定の内容が書かれている指定書式以外の書式を使用している場合でも無効とするのは、形式的な処理をしすぎではないか。 入札参加資格を、本来はA等級のところB等級まで広げているが、C等級にまで広げることは検討しなかったか。 5者辞退しているが、辞退理由は何か。 内容にアスベスト調査が含まれているが、社会問題となった際に対策は講じていないのか。講じているのであれば、二重の調査となり、無駄ではないか。	入札説明書において入札要件を欠く入札書は無効とする旨を明らかにしているところ、入札の公平性と透明性を確保することができるか検討の上、無効とした。 当局の工事で施工可能であると思われる1都4県（東京、神奈川、千葉、山梨、埼玉）に所在する業者を確認したところ、A等級は478者、B等級は377者、C等級は145者となっており、A等級及びB等級のみで十分に競争性が働くと考えた。 4者は、他の手持ち工事があり、人員が配置できないため辞退した旨聞いている。 1者は、入札金額の積算が間に合わなかったため辞退した旨聞いている。 社会問題になった際にアスベスト含有が把握された庁舎については、アスベストの除去や封じ込め等の対策を講じており、今回のアスベスト調査とは調査対象範囲が異なっているため、二重の調査にはなっていない。 今回のアスベスト調査のように天井材の撤去などの解体工事が含まれる場合、法令等によりアスベスト調査が義務付けられており、当該法令等に基づき行ったものである。

意見・質問	回答
契約件名：フーリエ変換赤外分光法ワイン成分分析装置ほかの購入 契約相手方：株式会社池田理化 (法人番号3010001010696) 契約金額：24,221,714円(税込み) 契約締結日：令和7年2月28日 担当部局：東京国税局	
なぜ当該物品を購入する必要があったのか。 他社製の商品はあるか。 入札に参加できる者は他にいないのか。	国税庁の業務として、酒類製造業者に対し、「技術支援」、「酒類関係の食品衛生に関する技術指導」、「市販酒類の検査監視」を行っており、これらの業務遂行にはワインの成分を把握する必要があることから、今回購入したものである。 当局が仕様で求める機能を有する他社製の商品の情報収集を行ったが、仕様を満たす機器は応札物品のみであった。 当該物品を取り扱う代理店が入札に参加する意思があれば、今回参加した代理店以外の代理店でも入札参加は可能であった。

契 約 件 名： ガスクロマトグラフ用ワークステーションほかの購入 契約相手方： 株 式 会 社 島 津 製 作 所 (法人番号 6130001021068) 契 約 金 額： 5,337,640 円 (税込み) 契約締結日： 令和 7 年 2 月 27 日 担 当 部 局： 東京国税局	
修繕した方が安価ではないか。 株式会社島津製作所以外他社製品のワークステーションを使用できないのか。 一般競争入札に馴染まないのではないか。	部品の供給が終了したため、修繕することができない状況であることから新規に購入した。 仕様を満たしていればパソコン本体のメーカーは問わない。 なお、ソフトウェアについては、分析装置本体の制御及び得られたデータ解析が行えることが条件である。 製造業者であるメーカーの他に代理店も参加可能であるため、一般競争入札により調達すべき案件と考えている。